

# 生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会とりまとめ(概要)

## 研究会設置の背景

- 生活保護受給者の自立助長を図る基礎としては、何より健康状態を良好に保つことが重要。
- しかしながら、全国的に健康管理支援に関する取組が行われている状況には至っておらず、地方自治体により効果的に取組を進めることができるような具体的方策を示すことが必要。

## 1. 生活保護受給者の健康に関する現状

- 生活保護受給者は、国民健康保険等と比較して、糖尿病や肝炎など医療機関への受診や健康管理が適切に行われないと重症化するリスクがある傷病の割合が高い。
- また、世帯収入が低い層では、肥満者の増加や野菜摂取量の減少等の傾向が見られるほか、生活保護受給者は肥満である者や、低体重である者の割合が高い。

## 2. 健康管理支援の実施方法等

### 健康管理支援の実施体制

- 健康日本21に基づく地方自治体の取組について、生活保護部局も積極的に参画していくべき。
- 福祉事務所、医療機関、市町村国保部門、市町村保健部門等の多機関連携という視点に立ち、それぞれが情報や課題を共有し、役割を明確化して取り組むことが重要。また、特に健康増進法に基づく健診・保健指導を実施する市町村保健部門と福祉事務所で、適切な連携が必要。
- 在宅生活の生活保護受給者に対し、日常生活支援を行っている社会福祉法人、NPO法人等の地域の社会資源を活用することも有効な手段。

### 総論的事項

- 生活保護受給以前から受給後にかけての支援の継続も重要。
- 特定健診・特定保健指導は取組が定着し、一定の効果をあげていることから、生活保護制度においても、エビデンスに基づく実効性ある取組を行うべき。

### 健康管理支援の対象者

- 健康管理支援を必要とする者は多岐にわたるが、支援の効果が期待できる健康課題を明確化して実施することが効果的。  
⇒ 生活習慣病の重症化予防  
(糖尿病の重症化は自立生活への支障が大きい)

### 対象者の把握

- 生活習慣病の重症化予防の支援を必要とする者については、以下の方法により把握。
  - ・ 生活保護の受給決定の段階等において検診を実施。
  - ・ 保護受給以前に受けていた国保等保険者が実施する特定健診・特定保健指導の情報を入手。
  - ・ 既に生活保護を受給している者については、健康状態を把握するため健診等の結果を活用。

### 健康管理支援の視点及び方法

#### 視点

- 地域において何らかの役割を担うことで、周囲から自分が求められているという実感を持つことが健康に対する意識にも繋がる。
- 主体的な健康管理を促す ⇒ 本人の理解を得て進めること、市町村保健部門が配布している健康手帳の活用
- 医療機関への受診勧奨や、市町村保健部門の行う保健指導への参加の促しを行う必要。

#### 方法

- 保健指導は市町村保健部門のほか、国民健康保険の保険者が実施する保健指導の実施主体へ委託すること等の工夫も必要。
- 生活保護受給前から医療保険者が実施する特定保健指導への参加が定着している者等には、引き続き保健指導が受けられるよう支援の継続性を保つべき。
- データヘルスを参考としつつ、健診データと医療レセプトデータ等を分析し、情報を共有することが有効である。

### 健康管理支援の評価

- 地方自治体における健康管理支援の取組を効果的に行うためには、健診受診率等を指標として、地方自治体自らが定期的に事業効果を測定する必要がある。